

65歳以上 運転免許証自主返納をサポート

本市では、運転免許証を自主返納した満65歳以上の人に、公共交通機関などの乗車券を交付するサポート制度を実施しています。

対象 本市に住居登録がある65歳以上の運転免許保持者で、平成25年6月1日以降に有効免許証を自主返納(全部取り消し)した人

申請方法
運転免許返納時に申請する人
 申請場所 Ⅱ 運転免許センター(勝岡町)、松山東・西・南警察署 Ⅲ 申請に必要なもの Ⅱ 申請書(申請場所により) Ⅲ 運転免許返納後、後日申請する人

申請場所 Ⅱ 総合交通課(市役所本館7階)、市民課(同所1階)、支所、出張所、市民サービスセンター Ⅲ 申請に必要なもの Ⅱ 申請書(申請場所により)、申請による運転免許

お問い合わせは、総合交通課
 948 6863・934 1807(免許返納については運転免許センター 934 0110)へ

選べる乗車券など(免許返納時1人1回限り)

公共交通機関	乗車券	利用可能額	利用できる交通機関	有効期限
伊予鉄道(株)	ICカード	5,000円(※1)	伊予鉄道(バス・電車・タクシー) 中島汽船(フェリー・高速船)	なし
ごこしま(株)	回数券	5,750円	ごこしま旅客船(由良・泊・高浜)	発行日から1年
(南)新喜峰	利用券	5,000円	新喜峰旅客船(安居島⇄北条)	なし
四国旅客鉄道(株)	JR四国旅行券	5,000円	JR鉄道	なし
中島汽船(株)	バス利用券	5,500円	中島汽船バス	なし
松山共同集金(株)	タクシークーポン券	5,250円	タクシー会社(※2)	発行日から6か月

※1…デポジット500円を含む、※2…一部利用できないタクシー会社あり

許の取消通知書原本 ※申請後、約10日で乗車券などが自宅に届きます

国保の加入・喪失 手続きはお済みですか？

加入 市国民健康保険(以下、国保)は職場の健康保険に加入していない人が加入する保険です。就職や退職などで加入する健康保険が変わった人は、国保の加入や喪失の手続きが必要です。

加入 退職した人
 会社を退職し健康保険を喪失した人(次の*に該当する人は除く)は、国保に加入の届け出が必要です。
【手続き場所】 国保・年金課(市役所別館3階)、支所・出張所
【必要なもの】 健康保険の資格喪失証明書
 *次のいずれかに該当する人は、国保に加入する必要はありません

●退職した会社の健康保険の任意継続に加入
 ●再就職などで、新しい職場

喪失 就職した人
 国保に加入中で就職などにより他の健康保険に加入した人は、国保の喪失の手続きが必要です。
【手続き場所】 国保・年金課(市役所別館3階)、支所・出張所
【必要なもの】 新しくできた保険証(喪失する人全員分)、国保の保険証
 ※直接、手続き場所へ行くことが難しい場合は、ご相談ください

●家族の健康保険の被扶養者に認定
 ●後期高齢者医療制度に加入
 ●生活保護を受けている

加入の届け出が遅れると… 手続きはお早めに!!

①未加入期間の医療費は全額自己負担です
 ②保険料をさかのぼって納めなければなりません

国保の加入日は届け出日ではなく、直前まで加入していた健康保険の喪失日です。保険料も、資格を喪失した月まで(最大2年間)さかのぼって納めることになります。なお、さかのぼって国保に加入すると、すでに支払った医療費のうち、自己負担分を除く金額(保険者負担分)を申請により療養費として給付します(療養費の申請日から2年以内の医療費に限る)

805・923 6618へ お問い合わせは、医薬事業課 911

分類	販売所	薬の専門家	販売方法
医療用医薬品(処方箋)	薬局	薬剤師	対面販売のみ
要指導医薬品(6/12~)	薬局 支店	薬剤師が登録販売者	第1類
			第2類
			第3類
一般用医薬品	薬局 支店	登録販売者	適切なルールの下、インターネット販売可

6/12~ 薬の販売制度が変わります

新しい医薬品販売制度が導入されます。薬の分類(左表)に応じ、薬の専門家(薬剤師や登録販売者)による情報提供や相談体制がさらに充実されます。特にインターネットでの薬の購入や使用の際には、しっかりと薬の専門家に相談しましょう。

児童手当の現況届 6月30日まで

児童手当の受給者は、6月初旬に送付する現況届の提出が必要です。

【申し込み】 6月30日(必着)までに、直接または郵送で、現況届、受給者(厚生・共済年金加入者)およびその児童の健康保険証の写し、その他必要書類を確認の上、支所・市民課(市役所本館1階)・福祉総合窓口(市役所別館1階)・〒790 8571子育て支援課(市役所別館2階)へ

お問い合わせは、子育て支援課 948 6354・934 1814へ

平成26年度 介護保険料納入通知書

65歳以上の人に6月中旬発送

保険料
 65歳以上の人の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、所得などに応じて段階が決まります。(下記、早分かり図参照)

保険料の納め方
 原則、特別徴収となり選択はできません。

①特別徴収
【対象】 年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円以上の人
【納付方法】 年金(定期支給分)から自動的に天引き

②普通徴収
【対象】 次のいずれかに該当する人=年度途中で65歳(第1号被保険者)になった▶年

度途中で他市町村から転入してきた▶年度途中で保険料の段階が変わった▶年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円未満▶老齢福祉年金・恩給のみを受給▶年金が一時差し止め

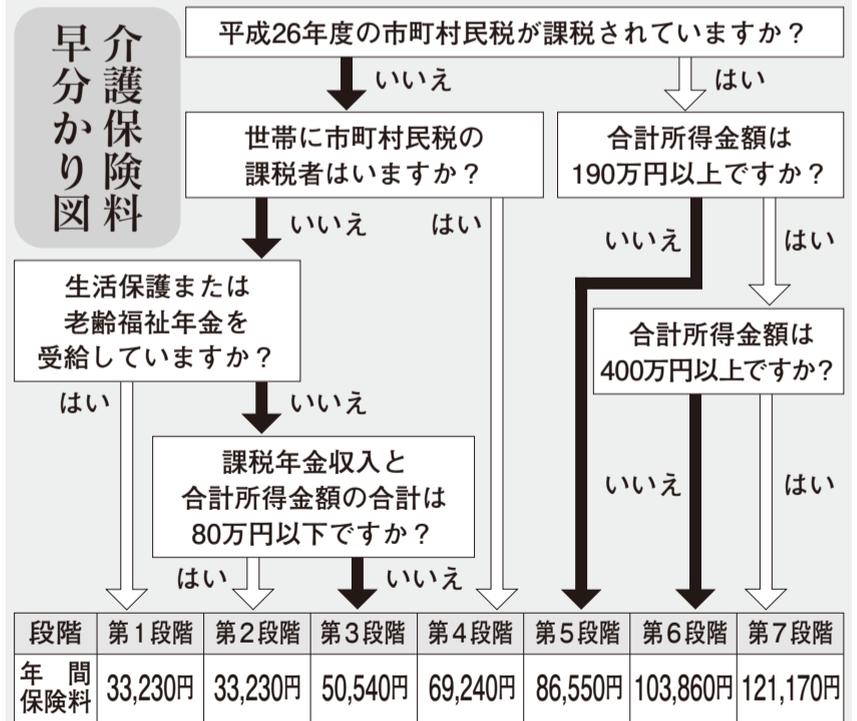
【納付方法】 自主納付=納付書で納期限までに金融機関・四国内のゆうちょ銀行・コンビニで納付(コンビニは、バーコード印字があるものに限る)▶口座振替=指定口座から口座振替日に振替

【納期】 下表のとおり

納付が困難な場合
 減免や納付の猶予などができる場合がありますので、早めにご相談ください。

平成26年度 納期限(口座振替日)表

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
6/30(月)	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	12/25(木)	平成27年2/2(月)	3/2(月)	3/31(火)



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
年間保険料	33,230円	33,230円	50,540円	69,240円	86,550円	103,860円	121,170円

お問い合わせは、介護保険課 948-6919・934-0815へ

介護保険負担限度額認定の更新申請 7/31まで

介護保険負担限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年6月30日までです。新年度(7月1日以降)も引き続き減額を受けるためには、申請が必要です。

【申し込み】 6月2日(月)~7月31日(木)(必着)までに、直接または郵送で、申請書(介護保険課(市役所別館2階)・市ホームページ)にあり)を〒790 8571介護保険課へ

お問い合わせは、介護保険課 948 6885・934 0815へ